

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

6 上伊地環第 36-2 号
令和 7 年（2025 年）7 月 14 日
長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)		有限会社ヤマカ木材 代表取締役 勝野 智明 長野県木曽郡南木曽町読書 2435 番地 2
申請の区分（Ⅰ）		産業廃棄物処理施設設置許可
条 例 第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県木曽郡南木曽町読書 5544 番 2
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定する木くずの破砕施設
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	356t/日（44.5t/h：8 時間稼働）
申請の区分（Ⅱ）		産業廃棄物処分業新規許可
条 例 第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県木曽郡南木曽町読書 5544 番 2
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定する木くずの破砕施設
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	356t/日（44.5t/h：8 時間稼働）
条 例 第	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 長野県木曽郡南木曽町読書十二兼地区 長野県木曽郡大桑村大字野尻下在 4 区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 (5)

37 条	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 南木曾町長、大桑村長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 十二兼地区 令和 7 年 6 月 16 日 (月) 午後 7 時から 下在 4 区 令和 7 年 6 月 17 日 (火) 午後 7 時から (場所) 十二兼地区 長野県木曾郡南木曾町読書 5272 番地 南木曾町読書 十二兼集会所 下在 4 区 長野県木曾郡大桑村大字野尻 2711 番地 大桑村公民館 下在郷分館
	⑨事業計画概要説明会終了報告書の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課 (期間) 令和 7 年 7 月 15 日 (火) ～令和 7 年 7 月 28 日 (月) (土日・祝日その他の県の休日を除く。) 午前 8 時 30 分～午後 5 時

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第 37 条	○第 36 条第 1 項の対象関係市町村長 ○第 36 条第 1 項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15 号	提出期限 令和 7 年 7 月 28 日 (月) 提出先 〒396-8666 伊那市荒井 3497 番地 長野県上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本産業規格 A 列 4 番 (折込可) とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。